

(3)開示に関する苦情への対応方法（問い10-3(4)、問い11-3(4)）

当該保険者の規定やガイドライン等について説明するケースがほとんどであった。

表 7.10.8 本人からの開示状況に対する苦情への対応

	有効回答	規定、ガイドライン等 について説明	その他
本人から	722	701	23
		(97.1%)	(3.2%)
家族から	607	590	20
		(97.2%)	(3.3%)

図 7.10.7 患者本人からの開示状況に対する苦情への対応

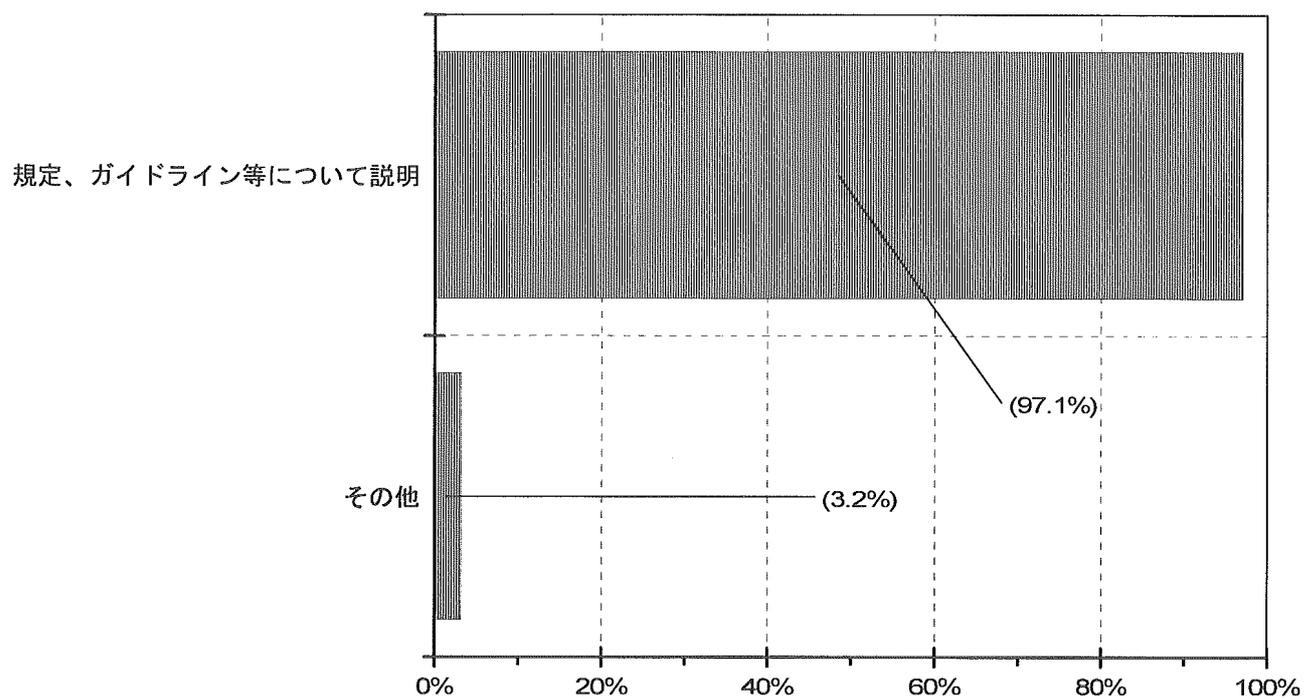
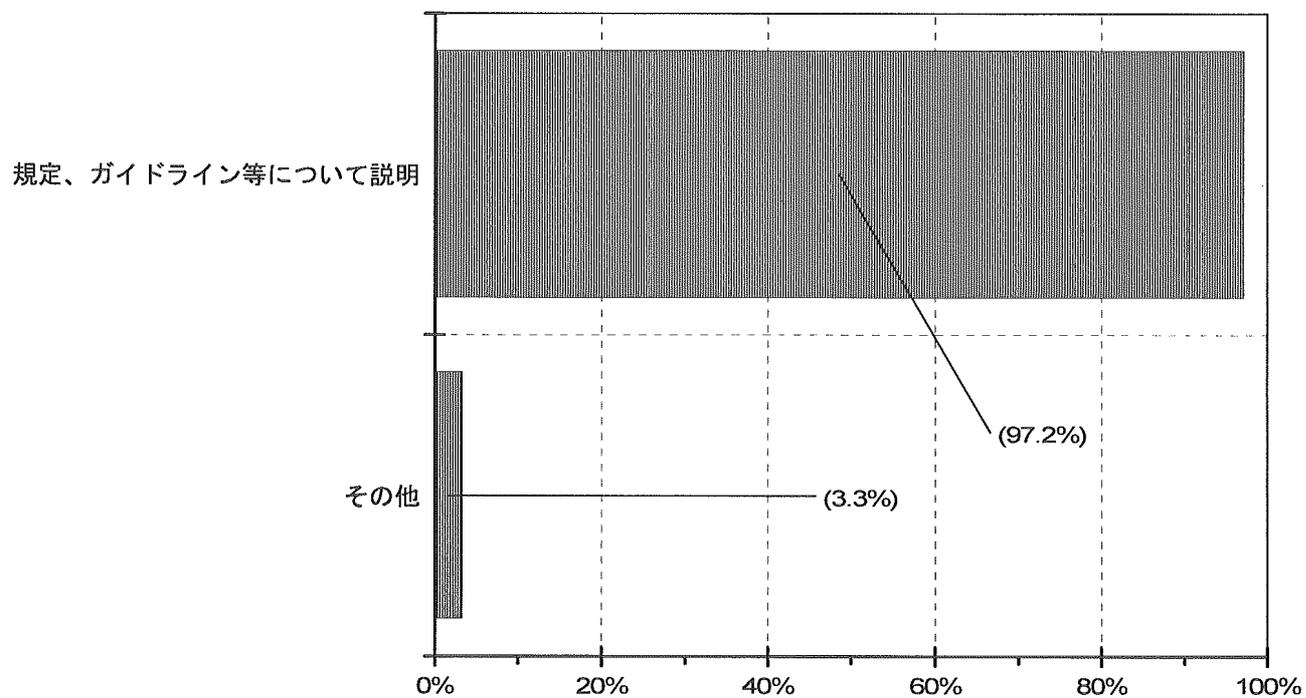


図 7.10.8 患者の家族等からの開示状況に対する苦情への対応



(その他に記入された内容)

厚労省通知を説明する

申請書受付時に説明を行い理解を求める事になっている

町情報公開審査会

法の規定、ガイドライン等について説明

予め依頼者と医療機関との間でのやりとりである旨を説明

厚生労働省局長通知等を準用する

(4) 過去 1 年間の開示請求への対応件数 (問い 10-1、11-1)

過去 1 年間に行った診療報酬明細書等の患者本人への開示件数の内訳をみると、0 件が 613 (75%)、5 件未満が 197 (24%)、5 件以上 10 件未満が 4 (0.5%)、10 件以上が 3 (0.4%) であった。開示を行った場合の平均値(中央値)は1件<sup>☆</sup>であった。

また、過去1年間に行った診療報酬明細書等の患者の家族への開示件数の内訳をみると、0件が 467 (57%)、5 件未満が 81 (10%)、5 件以上 10 件未満が 3、10 件以上が 1 であった。開示を行った場合の平均値(中央値)は1件<sup>☆</sup>であった。

☆平均値(中央値)の算出においては、全く開示を行っていない保険者を母数にいれていない。

表 7.10.9 過去 1 年間における患者本人からの開示請求への対応件数

有効回答	開示要請に応じている	場合による	原則対応していない
1287	949	153	185
	(73.7%)	(11.9%)	(14.4%)

表 7.10.10 過去 1 年間における患者本人からの開示請求への対応件数

	開示要請に 応じている	場合による	
		開示	非開示
有効回答	817	108	88
0	613	85	80
	(75.0%)	(78.7%)	(90.9%)
1 未満	22	1	0
	(2.7%)	(0.9%)	(0.0%)
1～4	175	21	8
	(21.4%)	(19.4%)	(9.1%)
5～9	4	0	0
	(0.5%)	(0.0%)	(0.0%)
10 以上	3	1	0
	(0.4%)	(0.9%)	(0.0%)

図 7.10.9 過去 1 年間における患者本人からの開示請求への対応件数

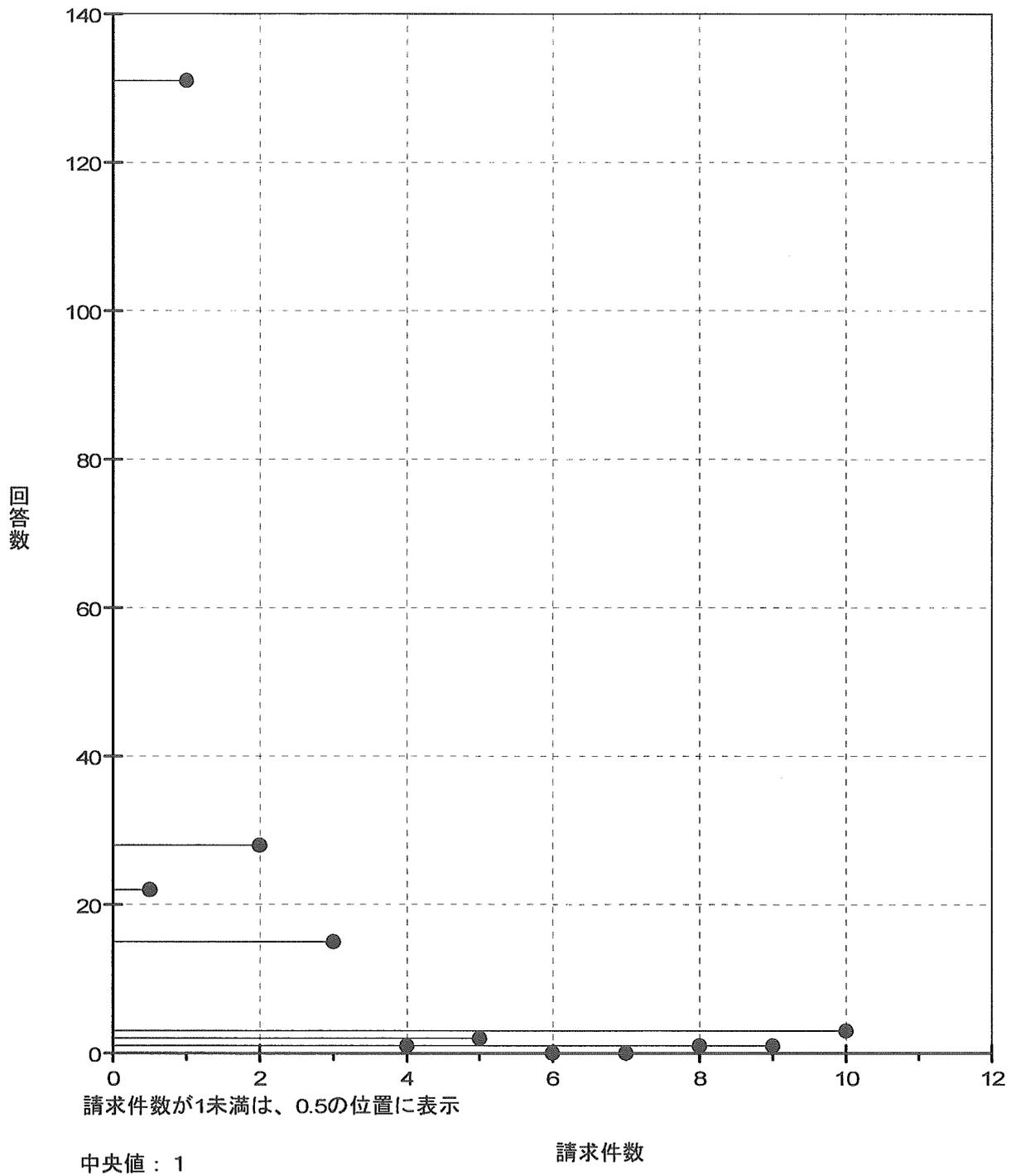


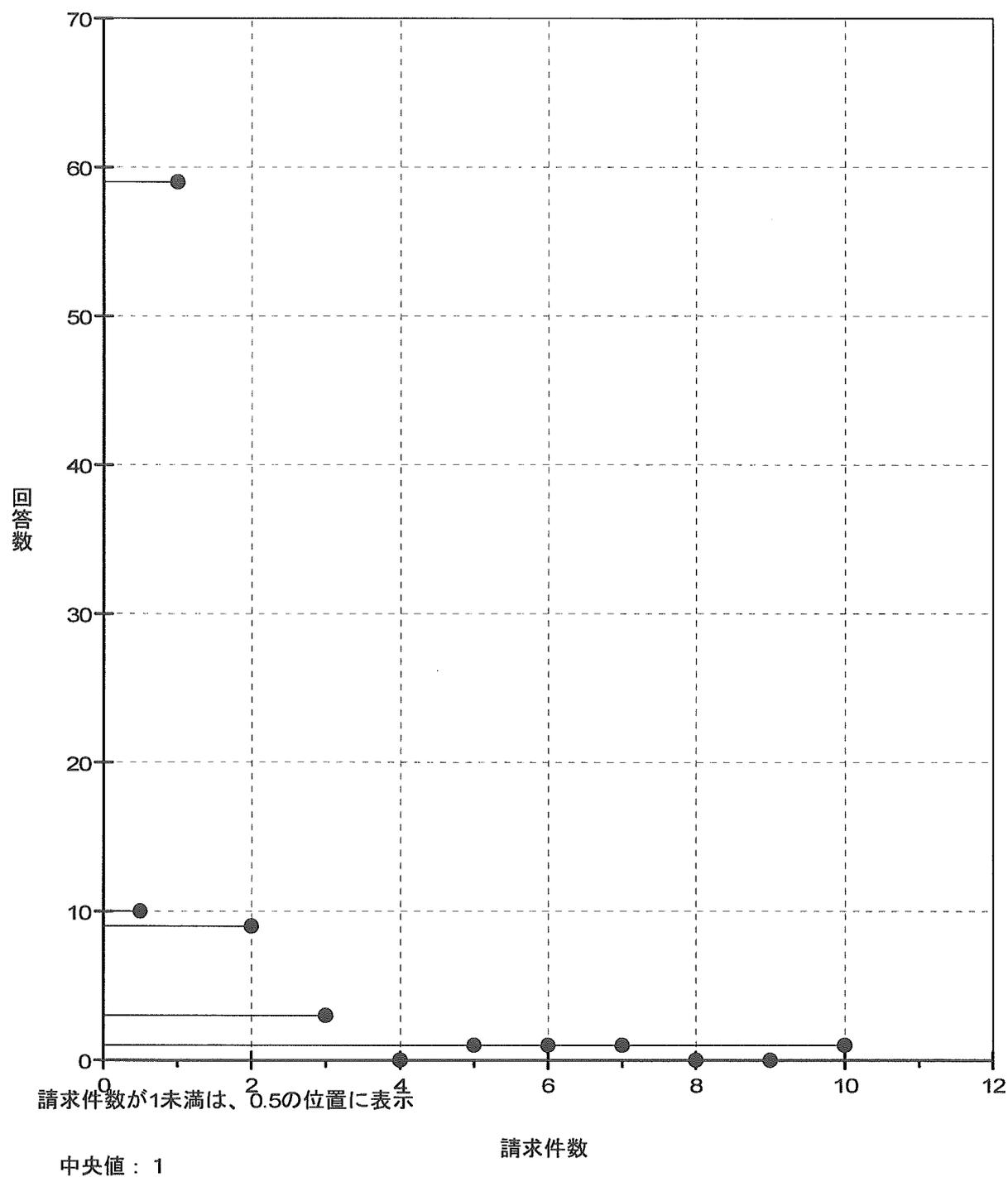
表 7.10.11 過去 1 年間における患者の家族等からの開示請求への対応

有効回答	開示要請に応じている	場合による	原則対応していない
1163	661	181	321
	(56.8%)	(15.6%)	(27.6%)

表 7.10.12 過去 1 年間における患者の家族等からの開示請求への対応

	開示要請に 応じている	場合による	
		開示	非開示
有効回答	552	119	92
0	467	107	92
	(57.2%)	(99.1%)	(104.5%)
1 未満	10	0	0
	(1.2%)	(0.0%)	(0.0%)
1~4	71	12	0
	(8.7%)	(11.1%)	(0.0%)
5~9	3	0	0
	(0.4%)	(0.0%)	(0.0%)
10 以上	1	0	0
	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)

図 7.10.10 過去 1 年間における患者の家族等からの開示請求への対応



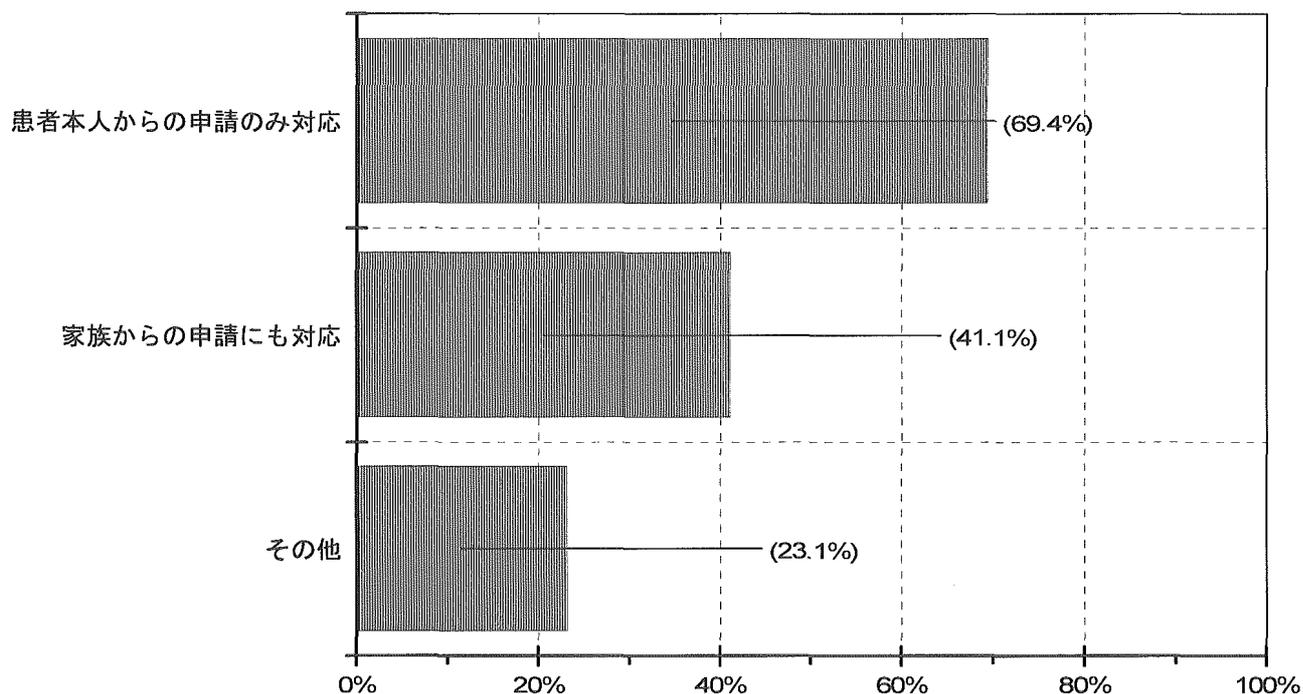
(5)開示請求の具体的な手続き及び方法（問い 10-3(1) 11-3(1)）

開示請求は患者本人からのみとした保険者は 70%、家族からの請求にも対応するとした保険者は 41%であった。

表 7.10.13 患者本人からの開示請求の具体的な手続き及び方法

有効回答	患者本人からの 申請のみ対応	家族からの 申請にも対応	その他
772	536	317	178
	(69.4%)	(41.1%)	(23.1%)

図 7.10.11 患者本人からの開示請求の具体的な手続き及び方法



(その他に記入された内容)

(1)～(6)による文書による申請にのみ対応する。

(1) 被保険者及び被扶養者本人（被保険者・被扶養者であった者を含む。死亡者は除く。以下、被保険者という）

(2) 被保険者が未成年又は禁治産者の場合における法定代理人

(3) 被保険者から委任を受けた弁護士

(4) 被保険者が死亡している場合は、父母、配偶子（以下遺族という）

(5) 遺族が未成年、禁治産者の場合、法定代理人

(6) 遺族により委任を受けた弁護士

文書による場合、法定代理人、委任を受けた弁護士等

口頭では対応していない

依頼者の本人確認のため「運転免許証、保険所等」の提示を求めている

依頼者本人が健康保険組合を来訪し、口頭、文書による申請を行う。

依頼者本人の来訪を求め、諸手続きにより行う

依頼者本人の来訪により開示依頼書の提出と身分証の提示

委任を受けた弁護士、未成年者等の法定代理人からの文書による申請

遺族及び代理人（法定及び弁護士）

家族については退職被保険者および非扶養者を含む被保険者。また被保険者が未成年者・禁治産者の場合は法定代理人。その他遺族から開示依頼の委任を受けた弁護士

該当者本人のみ開示依頼ができる。死亡している場合は父母、配偶者又は子

患者さんおよび家族等からの文書による申請に対応する。口頭のみでは不可。

患者さんが死亡している場合は当該相続人。また、患者さんが未成年または成年被後見人の場合は当該法定代理人

患者さんの家族等から文書による申請

患者さん本人がその文書による申請

局長通知を準用

禁治産者の法定代理人、委任を受けた弁護士

社会保険庁通知例現の範囲

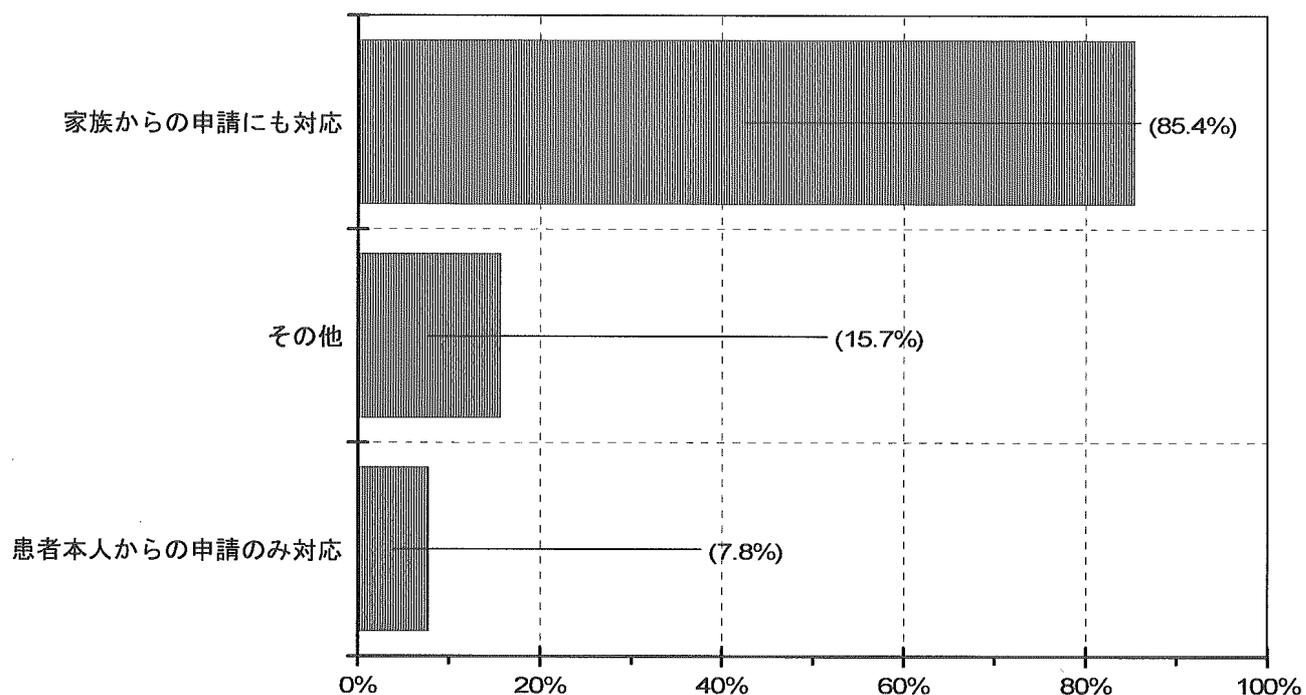
情報公開条例に基づく申請

文書による申請のみに対応する

表 7.10.14 患者の家族からの開示請求の具体的な手続き及び方法

有効回答	患者本人からの口頭申請	患者本人からの文書申請	その他
637	50	544	100
	(7.8%)	(85.4%)	(15.7%)

図 7.10.12 患者の家族からの開示請求の具体的な手続き及び方法



(その他に記入された内容)

依頼者と患者との関係確認のため問い10-3の3以外に戸籍謄本、住民票の提示

依頼者本人が健康保険組合を来訪し、口頭、文書による申請を行う。

遺族からの文書による申請による

遺族にのみ開示を行うので、被保険者が死亡した事実及び当該被保険者の遺族であることが証明できる書類を提出してもらう。

開示依頼書の提出

被保険者または遺族等からの文章による申請のみ対応する

法定代理人、委任を受けた弁護士からの文書による申請による

本人以外原則非開示。本人が未成年又は禁治産者のときの法定代理人又は本人より委任を受けた弁護士のみ受け付ける

(6)開示の具体的な方法（問い 10-3(2)、11-3(2)）

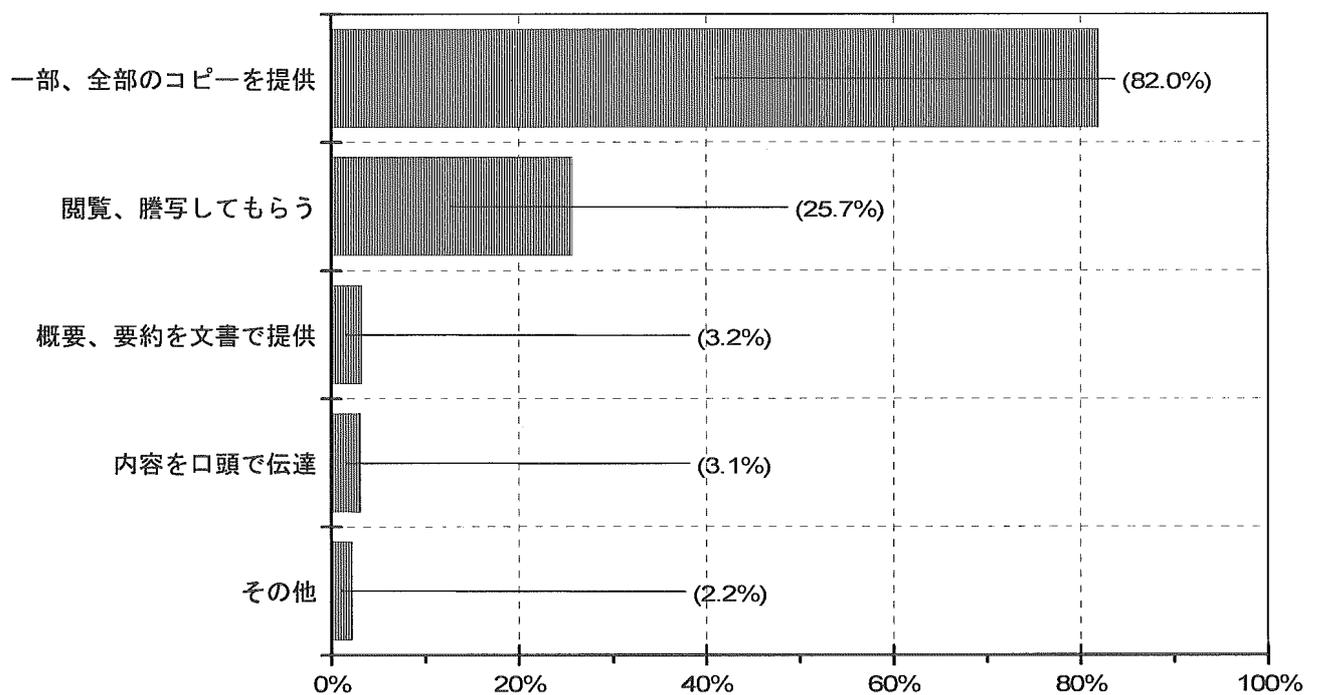
開示の方法としては、診療報酬明細書等のコピーを提供する場合は 82%、閲覧や謄写による場合が 26%、口頭で伝える場合と概要やサマリー(要訳)を提供する場合は 3%ずつであった。

本人に対する開示や家族・親族等に対する開示で、開示の方法に差はなかった。

表 7.10.15 本人への開示の具体的な方法

有効件数	閲覧、謄写 してもらう	内容を口頭 で伝達	一部、全部の コピーを提供	概要、要約を 文書で提供	その他
774	199	24	635	25	17
	(25.7%)	(3.1%)	(82.0%)	(3.2%)	(2.2%)

図 7.10.13 本人への開示の具体的な方法



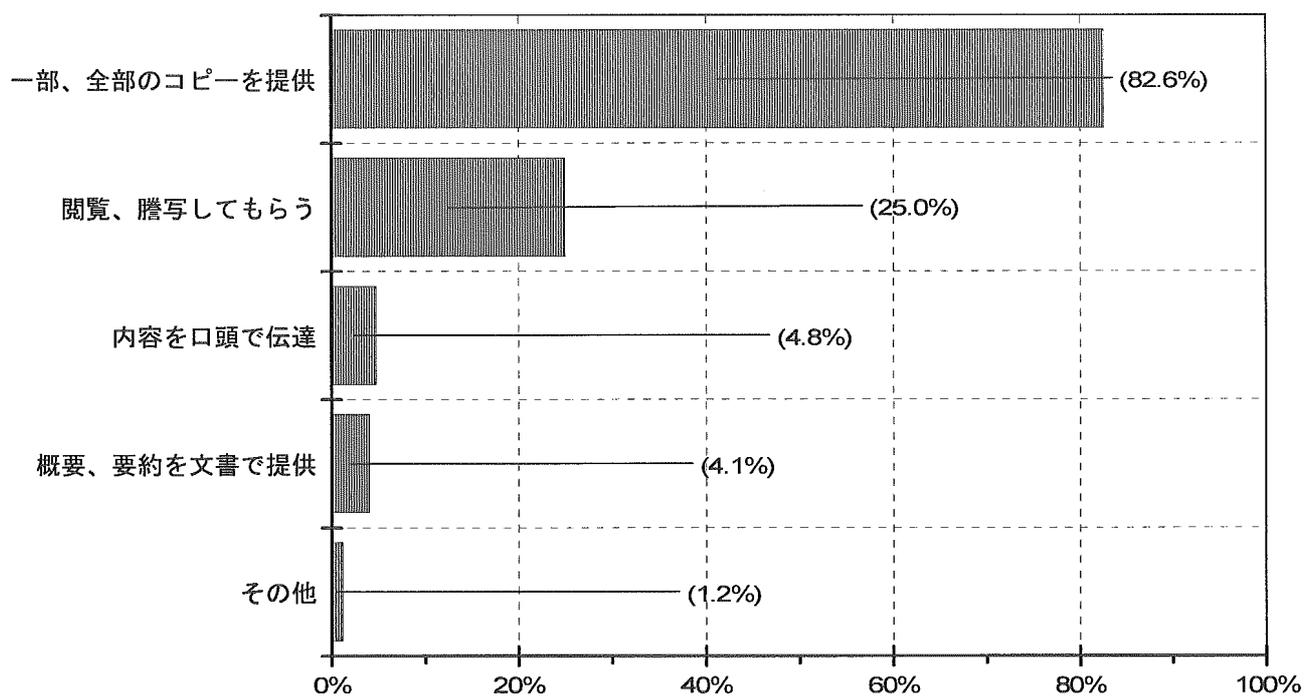
(その他に記入された内容)

- コピーレセプトに「健保組合名」及び「開示日」を明記し、交付する
- 医療機関へ照会し医師の回答に開示、部分開示、不開示を回答してもらう
- 開示の申請あれば、医療機関等を確認を取りあい開示の可否を決める
- 局長通知を準用
- 申し出があれば写しを交付する。有料
- 非開示決定がなされたものを除きコピーレセプト交付

表 7.10.16 患者の家族等への開示の具体的な方法

有効件数	閲覧、謄写 してもらう	内容を口頭 で伝達	一部、全部の コピーを提供	概要、要約を 文書で提供	その他
651	163	31	538	27	8
	(25.0%)	(4.8%)	(82.6%)	(4.1%)	(1.2%)

図 7.10.14 患者の家族等への開示の具体的な方法



## 7. 11

### (1)死亡した患者の診療報酬明細書等等に関する、遺族からの開示請求（問い12-1）

死亡した患者の診療報酬明細書等等の開示請求が遺族からあった保険者は10%であり、保険者の種類による差は見られなかった。

表 7.11.1 死亡した患者の診療報酬明細書等等に関する、遺族からの開示請求

有効回答	開示請求はなかった	開示請求はあった
1441	1302	139
	(90.4%)	(9.6%)

表 7.11.2 死亡した患者の診療報酬明細書等等に関する、遺族からの開示請求

有効件数	0	1 未満	1～9	10 以上
139	2	0	56	0
	(1.4%)	(0.0%)	(40.3%)	(0.0%)

図 7.11.1 死亡した患者の診療報酬明細書等等に関する、遺族からの開示請求

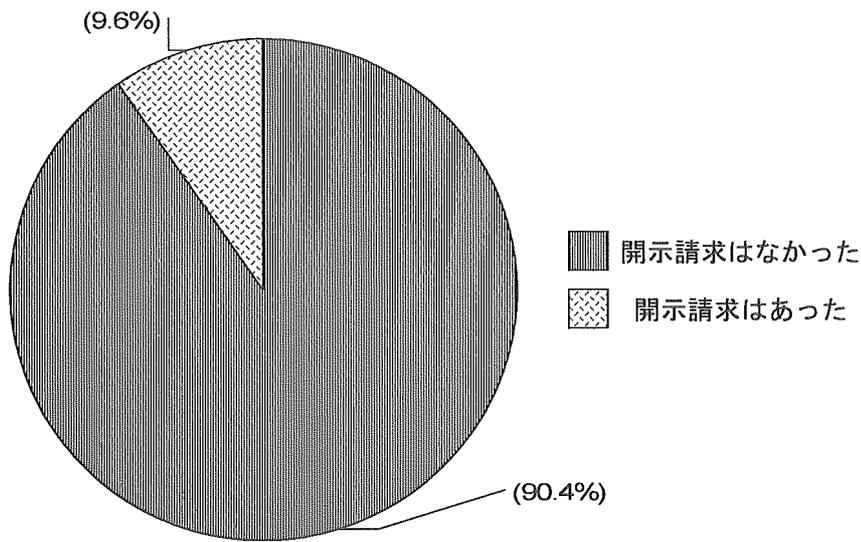
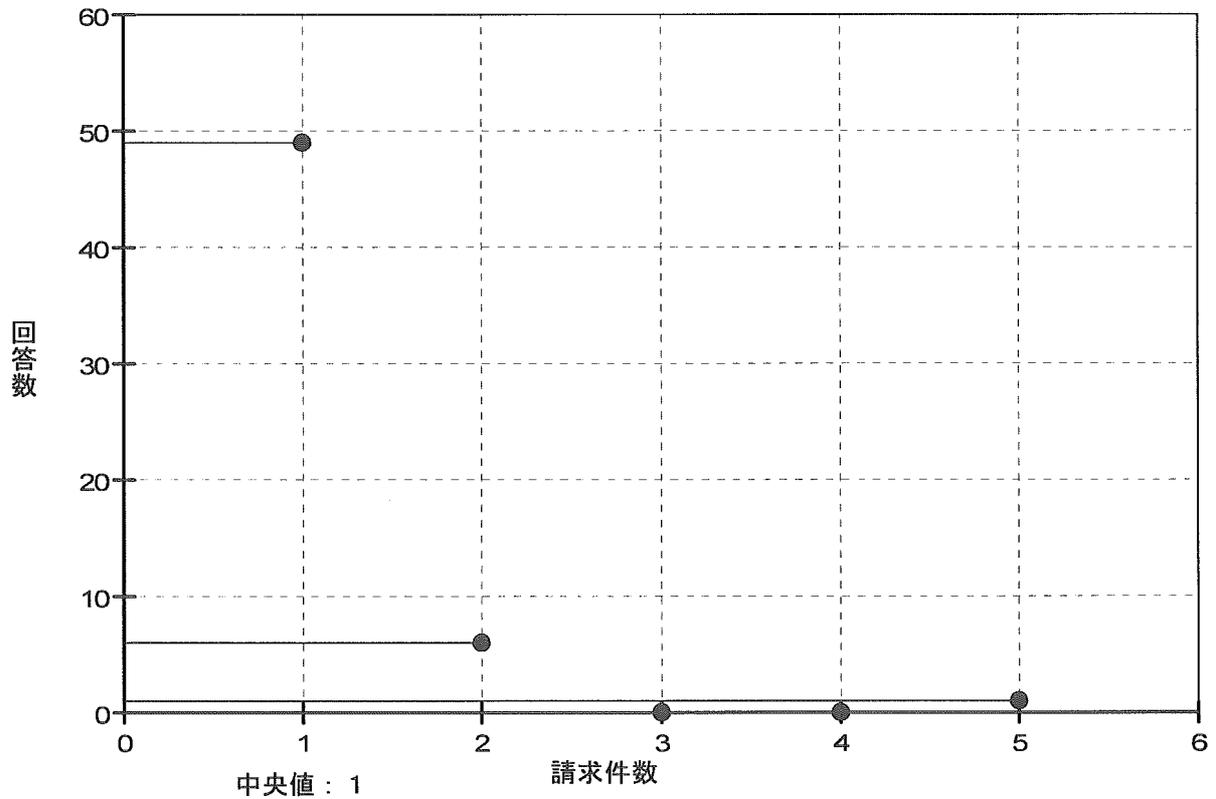


図 7.11.2 死亡した患者の診療報酬明細書等等に関する、遺族からの開示請求



(2)死亡した患者の診療報酬明細書等等に関する、遺族からの開示請求に対する対応（問い12-2）

死亡した患者の診療報酬明細書等等の開示請求に対し、7割の保険者が「生前の患者の家族、親族に対する方法と同様の方法で対応した」としている。基本的には、家族への開示は、本人死亡の場合のみとする保険者が多かった。一方、死亡した患者の診療報酬明細書等については開示の対象外としている保険者、開示を断った保険者等も数件あった。